

令和6年 第7回須賀川市農業委員会総会議事録

令和6年7回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和6年7月8日（月）
- 2 招集通知日 令和6年7月8日（月）
- 3 招集日時 令和6年7月22日（月）午後3時10分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 1名（鈴木農業委員）

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	西袋	小枝 啓一	西袋	渡邊 久記
稲田	宗像 敏雄	稲田	岩井 芳郎	小塩江	大槻 金市	小塩江	海野 富弘
小塩江	西間木廣幸	仁井田	島木 登	仁井田	根本 充佳	仁井田	佐藤 和浩
大東	金澤 昭治	大東	安藤 幸雄	大東	加藤 正直	長沼	遠藤 広光
長沼	半澤 修	長沼	森田 正樹	長沼	藤田 良二	岩瀬	矢部 幸雄
岩瀬	中原 利保	岩瀬	相樂 貴行	岩瀬	石井 文雄		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 2名（小林推進委員、石井推進委員）

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局長 岡田 充生
農政係長 吉田 奈津子
農地係長 有我 宏和
経済環境部農政課 主査 荒牧 貴浩

10 議 案

- 議案第 24 号 農用地利用集積計画について
- 議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
- 議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
- 議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
- 議案第 28 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について
- 報告第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第 18 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について
- 報告第 19 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について
- 報告第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出書の受理について

11 その他

- 12 開 会 (午後 3 時 10 分)
- 13 挨 捶 農業委員会 会長 和田 博文
- 15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会长が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 6 番 渡邊聖一農業委員と 7 番 吉田和男農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

- 17 閉 会 (午後 4 時 20 分)

須賀川市農業委員会会长は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和6年7月22日

須賀川市農業委員会

会長（議長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和6年 第7回総会

令和6年7月22日(月)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第24号「農用地利用集積計画について」を議題します。事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 概略説明。農政課 荒牧主査 説明。

議 長 只今、説明がありました第24号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第24号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 异議なしと認め、議案第24号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は担当した最適化推進委員からお願ひいたしますが、受理番号65号は西間木推進委員の自己案件であることから、橋本委員に説明を求めます。はじめに受理番号第65号を橋本農業委員お願いします。

橋本農業委員 受理番号第65号についてご説明申し上げます。

先週日曜日に両氏の立会いのもと調査をすすめてまいりました。譲渡人でございますが、会社勤めをする傍ら私どもの「羽黒神社」の宮司も務めているという、二刀流の方でございまして、多少の土地は所有しておりますが、現在、作付けをしていないという現状でございます。一方、譲受人にとってこの申請地は、自分の土地が両脇にございまして、その挟まれた状態にあるという申請地でございます。今回、この土地を取得することによりまして、譲受人の両脇の土地と一緒に有効活用できるということで今回の申請に至っております。この所有権移転の売買価格は両氏の承諾のもと納得した価格でありますし、今後の遊休農地解消とい

うことでも有効ではないかと思います。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第 60 号を根本推進委員お願いいたします。

根本推進委員 受理番号第 60 号についてご説明申し上げます。

7 月 18 日に根本委員と森合委員と私と譲受人の相樂さんとで現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は以前から知り合いで、譲渡人と譲受人との間で話がまとまったようです。賃料についてもお互い了承しており、譲受人の経営状況についても機械等所有しており問題ないと思います。農業委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第 61 号を西間木推進委員お願いいたします。

西間木推進委員 受理番号第 61 号についてご説明申し上げます。

私と橋本委員とで現地調査をしてきました。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲渡人は譲受人の家のすぐそばにある農地を、面積も少ないため自由に使ってもらっていましたが、譲渡人も高齢なので今後のことを考え、譲受人と話し合いした結果、売買ということになりました。金額もお互い了承しておりますので問題ないと思われますが委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、受理番号第 62 号を宗像推進委員お願いします。

宗像推進委員 受理番号第 62 号についてご説明申し上げます。

7 月 14 日に委員 4 名で申請地にて聞き取り調査を行いました。譲渡人、譲受人は同地区で日ごろから交流があるということです。取得する農地ですが、30 年以上耕作しておらず、今後も作付け予定はないということで譲受人に譲渡することになりました。管理の面でも利便性も良く支障がないと思われます。申請地の現状ですが、整地はされておりますが、農地としては少し困難であると思われます。譲受人に確認したところ、表土の改良を行い、じゃがいも等の作付けを行うとのことです。価格については協議のうえで決定したということです。委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第 63 号を加藤推進委員お願いします。

加藤推進委員 受理番号第 63 号についてご説明申し上げます。

7 月 21 日に根農業委員と私で話を聞いてきました。譲受人は譲渡人の申請地を長らく耕作してきました。譲渡人が農地を整理していたところ、譲受人に話を持ちかけ、了承してくれましたので、この案件となりました。価格はお互いの話

し合いで決めたもので妥当と思われます。農業委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第 64 号を相楽推進委員お願いします。

相楽推進委員 受理番号第 64 号についてご説明申し上げます。

7月18日に古川農業委員と私で現地調査を行いました。

今回の申請地につきましては、譲受人の農地に隣接している農地となります。譲渡人と譲受人の売買の案件となります。価格についてはお互いの話し合いで決められたものであり問題ないかと思われますが、委員の皆様の審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、受理番号第 66 号を加藤推進委員お願いします。

加藤推進委員 受理番号第 66 号についてご説明申し上げます。

7月14日に関根農業委員と私、譲渡人、譲受人、行政書士、不動産業者で現地調査を行いました。

譲受人は須賀川駅前に自社ビルを購入して雑貨店と飲食店を2021年から経営しています。米、野菜等の仕入れが高いため、また、農業に興味を持ちインターネットのアプリで調べて今回の申請となりました。米及び野菜等を栽培して、自社消費、販売、6次化産業までするため、将来は農業機械を購入予定で「前向きにやればできる」と強い意欲を持っています。新規就農の為、仕入れの調整及び農薬の使用、動物の被害、周りの人との付き合いなどいろいろありますが、勉強して頑張りますと張り切っています。子供は3人おり、夫は8年日本に住んでいます。永住権を取得して、家族と共に頑張りたいといっておりました。妻は通訳もしております、社交的で人付き合いも良く、果樹もつくりたいと意欲があります。

委員の皆様の審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、受理番号第 67 号を佐藤推進委員お願いします。

佐藤推進委員 受理番号第 67 号についてご説明申し上げます。

7月11日譲渡人と譲受人宅を訪れ聞き取り調査を行い、7月13日に根本委員森合委員と一緒に現地調査を行いました。

今回の申請地は譲受人の土地に隣接した譲渡人の土地があり、現地はのり面があり、進入路もないことから利便性も良くないため、話し合いにより譲受人へ無償で譲渡することになりました。譲受人は高齢ではありますが、息子さんもきちんと管理し、耕作していくとのことです。以上のことから許可申請上問

題ないと思われます。農業委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第 68 号を森田推進委員お願ひします。

森田推進委員 受理番号第 68 号についてご説明申し上げます。

五十嵐農業委員と一緒に現地調査を行いました。

譲渡人は現在住所地を離れており、畠を不動産会社に任せています。譲受人も都合が悪く立ち合いが出来なかつたので、五十嵐委員が家庭菜園として耕作することを電話で確認しました。先日不動産会社が来て農地を確認していったということです。不動産会社を通しての売買ということで、問題はないと思いますので委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第 69 号を宗像推進委員お願ひします。

宗像推進委員 受理番号第 69 号についてご説明申し上げます。

申請地は譲受人の農地と隣接しており、管理上利便性が良く、問題ないと思います。現況はいちじくを栽培しており、そのまま継続していくとのことです。農業機械はかなりの数を所有しておりますし、許可上、問題ないかと思われます。価格についても両者協議のうえ決定したとのことです。譲受人の説明をしますが、事業内容も農産物の生産、太陽光発電、電気供給事業の会社です。委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第 70 号を島木推進委員お願ひします。

島木推進委員 受理番号第 70 号についてご説明申し上げます。

7月12日に譲受人と行政書士、根本委員、森合委員と私で現地調査を行いました。

また、事前に根本委員が譲渡人に電話での聞き取りを行いました。譲渡人は両親と兄を早くに亡くされました。現在は栃木に暮らしております。今回申請された農地を含めた実家全体の敷地を売却する運びとなりました。譲受人の親族が譲渡人の家の向かいに住んでおり、探していた物件と条件が合致し、行政書士にお世話になりましたながら売買の話がまとまりました。譲受人は飲食店をしており、農地でとれた野菜をお店で提供したいと考えており、知人の機械などを借りながらしっかり耕作していくそうです。また、価格については、敷地全体の立地条件を考慮した価格で双方合意しているものです。許可上問題ないと思われます。委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

三島木農業委員 今月の申請で新規就農が3件、先月も2件ありました。最近、新規就農が増えていると思われるのですが、その要因の考え方と、新規就農した方が農業から離れないようなサポート体制というのは市のほうでは構築しているのかということをお聞きしたいと思います。

事務局（有我係長） まず、新規就農が増えている要因でございますが、調査等は行っておりませんが、農地の取得要件の下限面積が撤廃されましたので、自分の飲食店で使用する野菜などを耕作したい方などが新規に就農したことが要因の一つと考えております。新規就農者のサポート体制ですけれども、市の農政課をはじめとして6つの関係機関（JA、県中農林事務所、須賀川農業普及所、須賀川市農業委員会、福島県農業振興公社、須賀川市認定農業者会）で各種補助制度や研修会への参加、経営・技術支援などを多面的にサポートしております。農政課のホームページにも資金援助などの支援制度が載っておりますので後ほどご確認いただければと思います。以上です。

三島木農業委員 了解しました。

議長 そのほかございませんか。矢部委員。

矢部推進委員 受理番号の70番なんですが、売買価格が高いように思うんですけども何か特別な要件があるんでしょうか。

島木推進委員 これは敷地全体の価格の割合と立地条件を考慮した価格になっております。家屋敷との割合で行政書士を交えて考慮した価格となっているということです。

根本農業委員 こちらは仁井田の一等地で日当たりもいいし、宅地も住宅も大きくて、その裏側に本当に条件のいい畠なんです。今回、宅地も含めて全体で売却することで、行政書士が比率の按分と条件で金額を出したものということです。

矢部推進委員 了解しました。

議長 その他ありませんか。それではお諮りいたします。

議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議長 異議なしと認め、議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適

否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 2 号を宗像推進委員お願いします。

宗像推進委員 受理番号第 2 号について説明申し上げます。

先月、6 月 11 日に申請があるということで委員 4 名と申請人と申請地にて聞き取り調査を行いました。當農型太陽光発電設備を設置する下部にはわらびの栽培を行うということです。また付近には住宅等ではなく、付近の農地に与える影響もないということで許可上問題ないかと思われます。委員の皆さまの審議をよろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は担当した推進委員からおねがいいたしますが、受理番号 11 号、13 号及び 14 号につきましては、西間木推進委員の同世帯案件であることから、橋本農業委員に説明を求めます。それでは受理番号第 10 号を佐藤推進委員お願いします。

佐藤推進委員 受理番号第 10 号について説明申し上げます。

7 月 13 日、譲渡人と根本委員、森合委員と私で申請地の現地確認、聞き取り調査を行いました。譲受人は譲渡人の娘婿にあたり、今回の申請地に農家住宅建設の申請を出されたものです。譲受人は新規就農し、譲渡人から借りて畠を

耕作しております。使用貸借の設定を30年間としています。申請地は排水設備もされており、周辺の農地に及ぼす影響はないと思われます。以上のことから許可上特に問題ないと思われます。委員のみなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第11号～14号を橋本委員お願いします。

橋本委員 受理番号第11号からご説明申し上げます。

以前も何度もご説明してきました。水害リスクの高い地区での太陽光発電の案件なのですが、譲渡人が親から財産分与を受けた農地でございます。この農地は水害リスクというよりも周りに太陽光設備が設置されておりますが、以前は遊休農地というより荒廃農地となっておりまして、この農地にたどり着く道路が完全に封鎖されていたために長い間耕作せずにいた農地でありまして、そこに目をつけた譲受人が太陽光発電パネルを設置するという案件でございます。既に前面は太陽光パネルが設置されておりますので許可上何ら問題がないと思われますが、委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。続きまして、13号14号ですけれども、この地区は今説明しました農地の川を挟んで対岸の農地でございまして、近くに須賀川市のスポーツ広場があり、その向こう側にイオンタウンがある農地でございます。この農地は窪地といいますか低い土地なので内水被害が多いということで、譲渡人が何年も耕作してこなかったので譲受人が太陽光パネルを設置するということでございます。この土地も周りはほとんど太陽光パネルで埋め尽くされている状況でありまして周りに与える影響は甚だ少ないとと思われますので委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 続いて、12号については西間木委員お願いします。

西間木推進委員 それでは、受理番号12号についてご説明申し上げます。

譲受人は私の地区で多く太陽光パネルを設置している会社ですが、トラブルもなく何ら問題ないかと思われます。譲渡人の土地は畠といつても条件が悪く、荒らしている状態でございます。半分は梅畠だったのですが、親が亡くなつてからは梅の収穫ができないくらい荒れています。譲渡人は農家ではないので今後、農地として使用することもないと思われるため、太陽光設置に関して問題ないかと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

橋本農業委員 先ほど説明し忘れたのですが、11号から14号の件になります。価格設定ですが譲受人から委託されております行政書士に確認したのですが、だいたい

10a当たり40万円、その他、荒廃の程度、立木があってチェーンソーで切って片づけるという土地だと単価が下がる、すぐ設置できるような場所ですと単価は多少上がる。あとは地権者との相談ありきとのことでございましたので委員の皆さまご理解くださるようよろしくお願ひします。

議長 続いて、受理番号第15号を宗像推進委員お願ひします。

宗像推進委員 受理番号第15号についてご説明申し上げます。

7月14日、委員4名と申請地にて聞き取り調査を行いました。本申請地ですが40年以上耕作を放棄して、荒れており、今後も作付け予定、貸出予定もないことから今回太陽光発電設置という話になりました。付近の住人には同意を得ており、また周辺の農地への影響もないと思われます。価格においても協議により決定したということです。委員の皆さまの審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。五十嵐委員。

五十嵐農業委員 太陽光の問題なんですが、福島市等では景観条例等で「太陽光発電をもう作らせない」等の話が出ていますが、須賀川市の方向がはっきりしていません。県外の人聞くと、太陽光が集中的に福島に来ている。耐用年数を過ぎた場合、どのように廃棄してくれるのか、片づけてくれるのか、市としての方向性をお聞きしたい。

事務局（有我係長） 福島市で問題になっているような山林を削って太陽光を設置するといったような、ガイドラインというのは農業委員会の方では決めることはできません。市の環境課の方で検討してもらうようになります。しかし現在は何も進んではございません。太陽光を設置するにあたって、国でガイドラインを設けまして4月1日から事業を始めるにあたっては、周囲の住民、土地の所有者等に説明会を行った後に事業を始めるようになっておりますので、農業委員会でも申請にあたってはそのガイドラインを厳守しているかというのをまず見ます。どのように説明会を行なったか、また周知をしたか、周囲の農地の所有者に必ず同意をとってください等決まりを作っておりますのでそのような方向から見ていきたいと思います。

五十嵐農業委員 それでは、須賀川市として景観条例等は関係なく、条件に合っていれば許可することなんですね。

事務局（有我係長） そういう条例等もできていませんので農地転用に限って申請があがってきたら事務局で周囲の同意をとっているか等を見てから申請許可を行います。

ます。今回も同意をもらっております。

矢部推進委員 水害に合わされるところの設置条件なのですが、水と電気は漏電とか感電とかありますが、このような条件はクリアになっているのでしょうか。

事務局（有我係長） それは転用の許可の条件にはなっていませんので、あくまでも業者側の責任で対応してもらうことになっております。

事務局（岡田局長） 補足となります、太陽光発電につきましては、先ほど五十嵐委員が言われましたように周辺農地に影響があるのではないかという危惧はあると思います。須賀川市にはまだ景観条例等はございませんので支障がなければ、転用を認めざるを得ないということになります。譲受人の太陽光発電業者につきましては、担当者もチェックしております。10年後20年後の処理方法について契約に記載しなければならなくなっているなら確認できますが、今はそうではない状態ですが、事務局としてはそのような内容を入れて契約して欲しいという説明はしています。今回の案件は花火の打ち上げ箇所の真下なので打ち上げた際に火の粉等が太陽光パネルに落ちるということを納得した上でつけるのですよねということを確認したうえで、観光交流課にも承諾書を取るように譲受人に確認したところです。よろしくご理解のほどよろしくお願ひします。

橋本農業委員 推進委員の頃から何件と太陽光発電を扱わせていただいたのですが、「農業委員会邪魔だ」というような言い方をされます。太陽光発電業者と譲渡人は良好な関係です。なぜそこに農業委員会が関係するんだと。特に他市町村の方については今後子供に相続する際に孫に相続させにくいかから早く処分したい。周りがもう太陽光になっているのに今更なぜ申請許可が必要なのかというような言われ方もされます。苦労することもあるんですが、太陽光発電業者は水があがることは了承したうえで建設していると思いますので漏電等はないと思います。以上です。

事務局（有我係長） 皆さまが先ほど心配しておりました20年後についてですが、申請の際には撤退の際には撤去して農地を管理するというようなことは書いてもらっていますのでそのようなことでご了承お願いします。以上です。

議 長 その他、ございませんか。なければお諮りいたします。

議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議長 異議なしと認め、議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 28 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号 6 号を海野推進委員お願ひいたします。

海野推進委員 受理番号第 6 号について説明申し上げます。

6 月 13 日に塩田農業委員、申請人、事務局と一緒に現地調査を行いました。写真を見てもうとわかるように、桑の木が生い茂っていて中まで入っていくことはできません。営農を再開することは困難と判断しましたので委員の皆さまの審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 28 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 28 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 17 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

報告第 18 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 2 件です。

報告第 19 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 8 件です。

報告第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出書の受理について」 1 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

渡邊推進委員 報告第 18 号で施工者が岩手県の業者ですが岩手の業者がわざわざ須賀川

市に来て施工するということはどうなんでしょうか。

事務局（有我係長） 施工者については詳しく聞いてはいないですが、届出者が施工者に直接業務委託しておりますので、岩手県の業者に委託したという経緯ですが、土の採取先は須賀川市なので特に問題ないかと思います。届出制ですのでご了承願います。

議長 その他ございませんか。

事務局（有我係長） 令和6年度田畠売買価格等に関する調査の報告について説明した。

議長 他になければ、これにて令和6年第7回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。